

総社市告示第18号

総社市権利擁護事業実施要綱（平成25年総社市告示第41号）の一部を次のように改正する。

平成28年3月25日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後	改正前
<p>（事業内容） 第3条 センターは、次に掲げる事業を行うものとする。 （1）略 （2）成年後見制度に関すること。 （3）～（5）略</p>	<p>（事業内容） 第3条 センターは、次に掲げる事業を行うものとする。 （1）略 （2）成年後見制度の<u>利用支援</u>に関すること。 （3）～（5）略</p>

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。